

日の出町で創業される方を応援します！

日の出町創業支援補助金

日の出町では、町内での創業を支援するため創業に要する経費の一部を補助する制度を実施しております。

この制度は、町内で創業しやすい体制をつくることで新たな需要や雇用の創出を促進し、町内の産業振興及び活性化を図ることを目的とした補助制度です。

「日の出町で創業したい！」「日の出町で夢を実現したい！」方の積極的なご応募をお待ちしております。

申請期間：7月8日（月）～8月16日（金）

※申請書類は期間内に産業観光課商工観光係へ直接提出してください。

○補助対象者：日の出町内で新たに創業する方(令和7年2月末日までに創業する方)
創業後5年未満の方、第二創業を行う方

日の出町創業支援等事業計画に基づいた認定連携創業支援事業者の創業相談及び指導を受け、適切な事業計画を有している方

認定連携創業支援事業者から推薦を得ている方

町、日の出町商工会及び地域と連携して、地域の活性化に貢献することが出来る方

○補助率：補助対象経費（税抜）の3分の2以内

○補助上限額：50万円

○採択件数：2件程度

○補助対象経費

- ・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- ・事業所等の借入費（初期費用のみ）
- ・設備費
- ・マーケティング調査費
- ・広報費



日の出町

「ひのでちゃん」

応募詳細、申請方法等は町ホームページ・申請の手引きをご覧ください。

裏面もあります

※注意点※

【事業計画書について】

①日の出町創業支援補助金の申請には事業計画書の提出が必要となります。

事業計画書の作成にあたり日の出町創業支援等事業計画に基づいた認定連携創業支援事業者の創業相談及び指導・助言を受けてください。

認定特定創業支援事業とは

日の出町や連携機関が実施する、セミナーや個別相談等で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の各テーマ1回以上（合計4回以上）受講すること

日の出町創業セミナーのご案内

・創業入門セミナー（経営）

～創業への第一歩を踏み出そう～

創業前に押さえておきたいポイントをわかりやすく紹介します。

令和6年6月8日（土）午後1時～3時10分

日の出町役場 3階 第1・2会議室

西武信用金庫 創業相談会のご案内

・創業相談会

詳細は西武信用金庫ホームページでご確認ください。

上記セミナー及び創業相談会は、認定特定創業支援事業の対象となります。
日の出町創業補助金の申請を検討している方は、合わせてご参加ください。

問合せ先: 産業観光課 商工観光係

電話: 042-588-4101 (直通)

E m a i l : sangyou@town.hinode.tokyo.jp

